

○柏市個人情報保護条例

平成16年6月30日
条例第11号

柏市電子計算機処理に係る個人情報保護条例(平成元年柏市条例第7号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第4条—第13条)
- 第3章 個人情報取扱事務の届出及び公表(第14条・第15条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第16条—第31条の2)
 - 第2節 訂正(第32条—第39条)
 - 第3節 利用停止(第40条—第45条)
 - 第4節 不服申立て(第46条—第48条)
- 第5章 雜則(第49条—第55条)
- 第6章 罰則(第56条—第61条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、実施機関における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、市政の公正かつ民主的な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

4 この条例において「個人情報データベース」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

5 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(個人情報の収集の制限等)

第5条 実施機関は、個人情報を収集する場合には、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集する場合には、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例(法令又は条例の委任に基づく規則又は規程を含む。以下「法令等」という。)の規定に基づき収集するとき。

(3) 法令等の規定により公にされている個人情報又は出版、報道その他慣行により公にされている個人情報を収集するとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に個人情報を収集する必要があるとき。

(5) 本人の所在が判明しないとき又は本人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況若しくは当該能力が著しく不十分である者であるとき。

(6) 第11条第2項第2号の規定により他の実施機関から保有個人情報の提供を受けるとき。

- (7) 国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。), 他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から収集する場合であって、実施機関の権限に属する事務の遂行に必要な限度で収集に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (8) 争訟、指導、相談、選考、評価その他の実施機関の権限に属する事務のために個人情報を収集する場合であって、当該事務の性質上本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないおそれがあるとき又は当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本人から個人情報を収集したのでは実施機関の権限に属する事務の目的の達成又は円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他本人以外のものから個人情報を収集することについて相当な理由のある場合において、あらかじめ柏市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で収集するとき。

3 実施機関は、思想、信条、宗教又は犯罪に関する個人情報その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (2) その権限に属する事務の目的の達成のために必要かつ欠くことができない個人情報について、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で収集するとき。

(利用目的の明示)

第6条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第7条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の利用目的が達成され、又は保有個人情報の利用目的に係る事務が廃止された場合であって、当該保有個人情報を保有する必要がないと認めるときは、当該保有個人情報を速やかに確実な方法により廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第9条 実施機関は、個人情報の取扱いの委託をするときは、当該委託に係る個人情報について、目的外の使用若しくは再委託の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前条第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。

(指定管理者による公の施設の管理に伴う措置等)

第9条の2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該公の施設の管理に係る個人情報について、目的外の使用の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第8条第1項の規定は、指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

(平17条例103・追加)

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、第9条第2項の規定による受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例103・一部改正)

(利用又は提供の制限等)

第11条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合において当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき又は他の実施機関に保有個人情報を提供する場合において保有個人情報の提供を受ける者がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 実施機関は、前項第3号又は第4号(同項第1号の本人の同意があるときを除く。)の規定により保有個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときは、この限りでない。

4 実施機関は、第2項第2号(同項第1号の本人の同意があるときを除く。)の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために内部で利用したとき又は他の実施機関に保有個人情報を提供したときは、速やかにその旨を審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。

5 第2項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

6 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の課等の内部組織(以下「課等」という。)に限るものとする。

(電子計算機等の結合による提供の制限等)

第12条 実施機関は、オンライン結合(実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が経常的に利用し得る状態にすることをいう。以下同じ。)による保有個人情報の提供について、法令等の規定に基づくとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合であってあらかじめ審議会の意見を聴いたときを除き、これを行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合を行ったときは、その旨を審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 実施機関は、第11条第2項第3号若しくは第4号又は前条第1項の規定により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めるものとする。

第3章 個人情報取扱事務の届出及び公表

(個人情報取扱事務の届出)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人情報データベース又は氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう構成した公文書を用いる事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び概要

(2) 個人情報取扱事務を所管する課等の名称

(3) 個人情報取扱事務を新たに開始する年月日

(4) 個人情報取扱事務に係る個人の類型

(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア 個人情報の利用目的

イ 個人情報の項目名及び第5条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定により個人情報を取り扱うときはその理由

ウ 個人情報の収集先及び収集の方法

エ 個人情報の処理形態

オ 経常的に個人情報を提供するときは提供する個人情報の項目名及び提供先(オンライン結合により個人情報を提供するときは提供する個人情報の項目名、提供先及びオンライン結合する旨)

2 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。

3 前2項の規定は、本市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準じる事項を取り扱うものについては、適用しない。

(個人情報取扱事務の報告及び公表)

第15条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出を受けたときは、審議会に当該届出に係る事項について報告し、その意見を聽かなければならない。

2 実施機関は、前条第1項又は第2項の規定による届出を行ったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第17条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の明示の指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第16条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第26条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が公務員等以外の者である場合において、当該情報が実施機関の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等以外の者の職(これに類するものを含む。)及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員等以外の者の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 本市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 本市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平19条例31・一部改正)

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第18条第1号に規定する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならぬ

い。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を第1項及び第2項に規定する書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第23条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第24条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第22条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送を受けた実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に本市及び開示請求者以外の者(以下この条、第47条及び第48条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第18条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により第三者に対し当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第46条及び第47条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(法定代理人の資格喪失の届出等)

第27条 第16条第2項の規定により本人に代わって開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を当該開示請求をした実施機関(第25条第1項の規定による通知があつた場合にあっては移送を受けた実施機関)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第22条第1項の規定による通知があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報の開示を受けるに際しては、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、当該開示決定に係る保有個人情報の本人であること(第16条第2項の規定による開示請求に対する開示決定にあっては、当該開示決定に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(簡易な方法による開示の特例)

第29条 実施機関は、試験の結果その他の当該実施機関が定める保有個人情報であって自己を本人とするもの(不開示情報に該当する部分を除く。)について、当該本人から口頭その他の当該実施機関が定める簡易な方法による開示の申出があるときは、当該本人に開示をすることができる。

(法令等による開示の実施との調整)

第30条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第28条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第28条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第31条 保有個人情報の開示請求に係る手数料は、徴収しない。

2 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(指定管理者が保有する個人情報の収集)

第31条の2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者が保有する当該公の施設の管理に係る個人情報の開示請求に対応するため、当該個人情報の収集に努めなければならない。

(平17条例103・追加)

第2節 訂正

(訂正請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第40条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 法令等の規定により開示を受けた保有個人情報

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(保有個人情報の訂正義務)

第34条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第35条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(訂正決定等の期限)

第36条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるとき、訂正請求に係る保有個人情報の内容に関する事実の確認が困難であるときその他訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第38条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第25条第3項の規定による開示に係るものであるときその他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第35条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第39条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第40条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して収集されたとき又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第11条第1項、第2項及び第3項又は第12条第1項の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。
- (利用停止請求の手続)
- 第41条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。
- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- (保有個人情報の利用停止義務)
- 第42条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (利用停止請求に対する決定等)
- 第43条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の場合において、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。
- (利用停止決定等の期限)
- 第44条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第41条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- (利用停止決定等の期限の特例)
- 第45条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるとき、利用停止請求に係る保有個人情報の取扱いの状況に関する事実の確認が困難であるときその他利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限
- 第4節 不服申立て
- (審議会への諮問等)
- 第46条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問しなければならない。
- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第48条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決

定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を利用停止することとするとき。

2 前項の規定により諮詢をした実施機関(以下「諮詢庁」という。)は、同項の規定による諮詢に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。

(諮詢をした旨の通知)

第47条 謀問庁は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第48条 第26条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雜則

(事業者の意識啓発等)

第49条 市長は、事業者において適正な個人情報の保護が図られるよう、事業者に対し意識啓発並びに指導及び助言を行うことができる。

(出資法人等の責務)

第50条 本市が資本金、基本金その他これらに準じるもの2分の1以上を出資している法人その他本市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち市長が規則で定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(苦情処理)

第51条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第52条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(適用除外)

第53条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(平21条例1・一部改正)

(施行状況の公表)

第54条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

第56条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報データベース(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたデータベース(個人情報を含む情報の集合物のうち、当該公の施設の管理に係る特定の個人情報を電子計算機を用いて検索するこ

とができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したもの を含む。)を提供したときも、前項と同様とする。

(平17条例103・一部改正)

第57条 前条各項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例103・一部改正)

第58条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 前3条の規定は、本市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第60条 第9条第2項の委託を受けた法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)若しくは指定管理者である法人の代表者又は同項の委託を受けた法人若しくは人若しくは指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第56条又は第57条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(平17条例103・一部改正)

第61条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に開始している個人情報取扱事務(この条例による改正後の柏市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第14条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。)についての同項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「開始しているときは、この条例の施行後遅滞なく」とする。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の柏市電子計算機処理に係る個人情報保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為(この条例の施行前に柏市個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないもの及び当該諮問について柏市個人情報保護審議会がした調査審議の手続を除く。)は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 柏市個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(準備行為)

5 実施機関は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例に規定する事務の実施に關し必要な手続その他の行為を新条例の規定の例により行うことができる。この場合において、新条例第5条第2項第9号の規定中「柏市情報公開・個人情報保護審議会」とあるのは「柏市個人情報保護審議会」と、同条第3項第2号、第11条第3項、第12条第1項及び第15条第1項の規定中「審議会」とあるのは「柏市個人情報保護審議会」とする。

6 前項の場合において、同項の規定により柏市個人情報保護審議会の意見聴取及びこれに關し必要な手続を行った実施機関は、施行日において新条例の規定により柏市情報公開・個人情報保護審議会の意見聴取及びこれに關し必要な手続を行ったものとみなす。

(柏市情報公開条例の一部改正)

7 柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

3 自己を本人とする保有個人情報(柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。)の当該本人からの開示請求については同条例によるものとし、この条例は適用しない。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

8 平成17年3月28日(以下「沼南町との合併日」という。)前に沼南町個人情報保護条例(平成11年沼南町条例第14号。以下「沼南町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為(沼南町との合併日前に沼南町個人情報保護審査会にされた諮問(沼南町条例第20条の規定による諮問をいう。)で沼南町との合併日の前日までに当該諮問に対する答申がされていないもの及び当該答申がされていないものについて沼南町個人情報保護審査会がした調査審議の手続並びに沼南町条例第8条第1項の規定による届出を除く。)は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平17条例18・追加)

9 沼南町との合併日に新たに開始している個人情報取扱事務(沼南町との合併日前に沼南町の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて当該職員が組織的に利用するものとして沼南町が保有していたもののうち、沼南町との合併日に実施機関が保有することとなったもの

(公文書に記録されているものに限る。)に係るものに限る。)についての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「開始しているときは、沼南町との合併日以後遅滞なく」とする。

(平17条例18・追加)

10 沼南町との合併日前にされた沼南町条例第12条の規定による個人情報の開示の請求(以下「開示の請求」という。)で沼南町との合併日の前日までに当該開示の請求に対する沼南町条例第14条第1項に規定する決定がされていないものに係る開示決定等及び沼南町との合併日前にされた沼南町条例第17条の規定による個人情報の訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)で沼南町との合併日の前日までに当該訂正の請求に対する沼南町条例第19条第1項に規定する決定がされていないものに係る訂正決定等については、新条例第18条及び第34条の規定にかかわらず、沼南町条例の例による。

(平17条例18・追加)

11 沼南町の職員であった者又は沼南町から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者に係るその職務又は事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、沼南町との合併日以後も、沼南町条例の例による。

(平17条例18・追加)

12 沼南町との合併日前に沼南町が資本金、基本金その他これらに準じるもの2分の1以上を出資していた法人については、新条例第50条の規定は、平成17年9月30日までは、適用しない。

(平17条例18・追加)

附 則(平成17年条例第18号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年条例第103号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日又は郵政民営化法(平成17年法律第97号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成21年条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。